

令和4年度

国の予算編成及び施策に関する要望

令和3年7月

全国町村議会議長会

目 次

第 1	議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備 ……	1
第 2	東日本大震災からの復興及び原子力発電所事故への対応 ……	6
第 3	大規模自然災害からの復旧及び大規模災害対策の確立 ……	11
第 4	地方創生の更なる推進 ……	14
第 5	参議院選挙における合区の解消 ……	16
第 6	分権型社会の実現と道州制導入反対 ……	17
第 7	町村財政の強化 ……	19
第 8	デジタル社会の実現に向けた施策の推進 ……	24
第 9	脱炭素社会の実現等に向けた環境保全対策の推進 ……	28
第10	農業・農村振興対策の強化 ……	31
第11	森林・林業・山村振興対策の強化 ……	35
第12	水産業・漁村振興対策の強化 ……	38
第13	中小企業振興対策の強化 ……	41
第14	地域保健医療の向上 ……	43
第15	医療保険制度の改善 ……	46
第16	介護・高齢者福祉の充実強化 ……	48
第17	少子化対策・障がい者福祉施策の推進 ……	50
第18	教育・文化の振興 ……	52
第19	国土政策の推進 ……	55
第20	交通体系の整備促進 ……	58
第21	生活環境施設の整備促進 ……	60
第22	消防体制の強化 ……	62

第23	人権擁護の推進	64
第24	特定地域の振興	65
第25	北方領土の早期返還の実現、竹島の領土権確立及び尖閣諸 島海域での安全操業の確保	70
第26	基地対策の推進	72
第27	監査機能の強化	73

第1 議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備

地方分権改革の進展により、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

一方、町村議会においては、全国的な人口減少や高齢化の進行の影響等もあり、議員への立候補者が減少するなど、議員のなり手不足が深刻化している。

こうした状況の中、議会が住民の代表機関として適切な役割を果たすためには、議会の機能強化を図るとともに、多様な人材が議会に参画することが求められている。

このためには、議会が自主的な取組を積極的に展開し、自らの魅力を高め、住民の理解と信頼の向上に一層取り組むとともに、志を抱く誰もが議員に立候補し活躍できる環境を早急に整備する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地方議会の位置付け及び権限の明確化

地方議会に対する住民の理解を深めるとともに、議会機能を明確化するため、地方公共団体の意思決定機関としての位置付け及び議会の権限を法律上規定すること。

2 地方議会議員の職務等の明確化

地方議会に課せられている団体意思の決定及び執行機関の監視の使命を全うするため、地方議会議員は日常的に住民の声を広く聴取し、議案審議、政策立案、行財政の監視、調査研究等に努める旨を法律上規定すること。

3 議会と長の関係の見直し

- (1) 二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきであり、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。
- (2) 議会の招集については、災害などにより議員の応招が著しく困難な事由がある場合には、招集日の変更をできるようにすること。
- (3) 議会と長との機能バランスを図る観点から、長の不信任議決の要件を3分の2以上まで引き下げること。
また、不信任議決に対抗する長の解散権行使は廃止し、長の辞職にとどめるよう制度を改めること。
- (4) 一般再議権について、議会で否決された事件については対象外とすることを明確に規定すること。
また、条例・予算に係る一般再議権については、特別多数議決を単純多数議決に改めること。
- (5) 専決処分の対象について、議会が否決又は不同意した事件を対象外とすることを明確に規定すること。
- (6) 議会の政策提案機能を充実させるため、予算修正権の制約について見直すこと。
- (7) 予算のうち議会費については、議会側の提案をもとに予算を編成する制度とすること。

4 厚生年金への地方議会議員の加入

国民の幅広い政治参加や地方議会における多様で有為な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

5 兼業禁止の緩和

「請負」要件を明確化するとともに請負禁止の範囲の見直しを検討すること

と。

特に、個人請負の場合は、請負量を基準とする法人の場合と異なり金額の多寡に関係なく一律に禁止されているため、個人も法人と同じ要件に緩和すること。

6 休暇・休職・復職制度の整備

サラリーマンや女性など多様な人材を確保するため、議員への立候補や議会・議員活動のための休暇・休職制度と議員退職後の復職制度を整備すること。

7 低額な議員報酬の改善

低額である町村議会議員の議員報酬を改善するため、町村に対する財政措置の充実等の環境整備を図ること。

8 手当制度の拡充

期末手当のほか、例えば育児手当、所得損失手当、世話手当（育児・介護にかかる費用保障）等の支給を可能とし、手当制度の拡充を図ること。

9 議決事件に係る政令基準の廃止

議会が自律的にチェック機能を発揮するため、政令で定められている議決を要する契約の種類・金額及び財産の取得・処分に係る面積・金額の基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。

10 意見書の積極的活用

地方議会の意見書については、調査・分析の上、積極的に国の政策立案に活用するとともに、その結果を公表すること。

11 委員会の「オンライン開催」における指針の提示

新型コロナウイルス感染症対策の観点等から、委員会をいわゆる「オンライン会議」により開催する場合に必要な手続等について、明確な指針を提示すること。

12 議会事務局体制の強化

議会の政策立案やチェック機能を強化するため、町村の議会事務局を必置制とするとともに、事務局体制強化のため、議会費に対する財政措置を充実強化すること。

13 保育スペースやバリアフリー化等への整備

議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化等の議会関係施設等整備に対する財政措置を充実強化すること。

14 議会のデジタル化への支援

「オンライン会議」による委員会の開催、タブレット端末等を活用した議会運営、デジタル化音声認識システムを利用した会議録の作成、インターネットを活用した議会情報の公開や議会中継など議会のデジタル化への取組に対する技術的・財政的な支援を行うこと。

15 主権者教育の推進

議会への関心を高めるため、学校・家庭・地域において主権者教育を推進し、さらなる地方議会の啓発を行うこと。

16 議長の訴訟の代表に関する指定代理人制度の整備

議長が当該地方公共団体を代表して遂行する訴訟について、指定代理人の制度を整備すること。

17 地方議会議員に係る選挙制度の改正

- (1) 国民の幅広い政治参加や地方議会における多様で有為な人材確保の観点から、選挙権と被選挙権の格差をなくし、被選挙権年齢を引き下げること。
- (2) 住民に身近な市町村の選挙については、候補者と有権者との戸口での質疑や討論を可能にする戸別訪問を解禁し、選挙の活性化と自由化を図ること。
- (3) 市町村議会議員の欠員が議員定数の6分の1を超えない場合の補欠選挙においては、「同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき」(首長選挙)のみではなく、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙の場合にも行うことができるようにすること。
- (4) 市町村合併、解散等により3割弱となっている統一地方選挙の統一率を段階的に復元すること。
- (5) 町村議会議員の政治活動を支えるため、町村議会議員についても都道府県や政令指定都市の議会議員と同様、個人の政治献金を寄附金控除の対象とすること。

18 公務災害補償制度の充実

地方議会議員の活動範囲及び責任の拡大等に対応し、議員が安心して職務に邁進できるよう、地方議会議員の公務災害補償についても、地方公共団体の長をはじめ一般職までの全ての常勤職における公務災害補償を地方公共団体に代わって行っている地方公務員災害補償基金において実施することとし、その充実を図ること。

第2 東日本大震災からの復興及び原子力発電所事故への対応

未曾有の大災害となった東日本大震災から10年が経過した。

国は、令和3年度から令和7年度までの5年間で新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付け、引き続き必要な支援を実施していくこととしているが、復興の進捗状況は地域によりばらつきがあり、特に、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた地域においては、今もなお多くの住民が避難生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況が続いている。

このような状況において、被災自治体においては、被災地の復興に全力で取り組んでいるところであるが、総じて財政基盤が脆弱である中で、生活環境の整備や産業・生業の再生、風評被害の払拭など、取り組むべき多くの課題が山積している。

また、「心の復興」や、被災した子どもたちに対する支援についても、真摯に取り組まなければならない。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 東日本大震災からの復興

- (1) 被災町村が、復旧・復興事業を遅滞せずに着実に実施できるよう、被災地の実情や意見を踏まえながら、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、復旧・復興が完了するまでの間、万全の財政措置を講じること。
- (2) 被災自治体に対する人的支援等が中長期にわたり円滑に行えるよう、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。特に、専門知識を有する技術系職員の派遣について、関係機関による支援を強化すること。
- (3) 避難者や被災自治体の行政機能を受け入れている自治体に係る地方交付

税の算定については、当該受入れに要する財政需要を通常の財政需要額とは別枠で確保すること。

- (4) 地震、津波等により生活基盤を失い、厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。
- (5) 被災者の心身のケアや孤立防止、生きがいづくりなど「心の復興」の取組に万全の措置を講じること。
- (6) 農林水産業の復旧・復興が一日も早く実現できるよう、農業・農村の復興マスタープラン及び水産基本計画に基づく施策を着実に実施すること。
- (7) 震災・風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策を拡充・強化すること。
- (8) 復旧・復興に係る公共事業の円滑な施行を図るため、建設業の人手不足、資材の不足や高騰について、早急に対策を講じること。
- (9) 地震・津波によって被害を受けた鉄道、道路、防潮堤、学校、病院等のインフラ整備を着実にを行うこと。

2 原子力発電所事故への対応

- (1) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、原子力災害からの復興を着実に進めること。

また、一律の復興施策ではなく、復興のステージに応じたきめ細かな対応を図るとともに、復興が成し遂げられるまでの必要な予算を十分かつ確実に確保すること。

- (2) 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針に基づき、原子力災害からの復興・再生を着実に実施すること。

また、汚染水対策を含む廃炉に向けた取組については、中長期ロードマップに基づいて、国の責任で着実に実施すること。

- (3) 方針が決定された多核種除去設備等処理水の処分について、関係者に対

して丁寧に説明し、実情や意見を十分に踏まえた上で、浄化処理を確実に実施することに加え、正確かつわかりやすい情報を発信するとともに、風評対策や事業者支援、処理技術の継続的な検討など、万全の対策を講じること。

また、同処理水の処分によって風評被害が生じた場合は、適切な賠償が実施されるよう、国が責任を持って東京電力に指導すること。

- (4) 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉について、東京電力第一原子力発電所と併せ、安全を最優先に、着実に取り組むこと。
- (5) 避難指示解除区域への帰還に向けた環境整備を促進するため、あらゆる世代の住民が将来に希望を持てるよう、帰還者への十分な生活再建支援とともに、教育、医療、介護・福祉、商業施設の復旧・再開、道路整備、地域公共交通網の構築、魅力ある働く場づくりを含めた移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大等に対する支援を強化すること。

特に、保健医療福祉を担う人材不足が依然として深刻であるため、医師・看護職員、介護職員等の人材確保に向けた支援を強化すること。

- (6) 帰還困難区域の特定復興再生拠点区域復興再生計画の内容を実現し、計画期間内の避難指示解除を確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

また、特定復興再生拠点区域整備に当たっては、十分な予算を確保するとともに、除染はもとより廃棄物等の処理を国の責任で確実に実施すること。さらに、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域について、除染・家屋等の解体を含む具体的方針を早急に決定し、避難指示解除に向けた道筋を示すこと。

- (7) 帰還困難区域や避難指示解除区域における防犯・防火体制を強化すること。
- (8) 帰還困難区域等を中心にイノシシ等の野生鳥獣による農作物被害が増大しており、また、帰還した住宅付近でもイノシシが出没するなど、住民の帰還意欲にも大きな影響を及ぼしかねないため、これらの地域における鳥

獣被害防止対策を強化するとともに、特に放射線量の高い駆除鳥獣の処分については国の責任において万全を期すこと。

(9) 捕獲従事者が少ない状況でも効果的・効率的な有害鳥獣の捕獲が可能となるよう、帰還困難区域や避難指示解除区域におけるイノシシ等の生態や動態調査を行うとともに、ICTやロボット技術などを活用した捕獲技術の開発に取り組むこと。

(10) フォローアップ除染の実施など除染後の線量実態に応じた必要な措置を確実に実施するとともに、必要な経費について、国が確実に負担すること。

また、除染土壌の減容や再利用の技術検討・研究開発において、安全を最優先とすることはもとより、国民理解の醸成を図りながら進めること。

(11) 間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な実施、農業用ダム・ため池の放射性物質対策が確実に実施できるよう、予算を確保すること。

また、環境省の除染ガイドラインで除染対象外とされた農業用以外のダム・ため池、河川、湖沼についても、環境回復の現状を踏まえ、除染対象とすること。

(12) 放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理について、焼却処理以外の処理方法等を示すとともに、当該処理等に要する経費に対して、財政支援を講じること。

(13) 中間貯蔵施設に係る事業方針に基づき、令和3年度末までに帰還困難区域を除く福島県内の除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入を完了させること。

なお、昨今、搬入ルートにおいて、大型トラックの交通量が増大していること等を踏まえ、幅員狭隘個所の拡幅など、対策を緊急に講じるとともに、道路交通及び道路環境に十分配慮し、輸送の安全確保に万全を期すこと。

また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法で規定されている中間貯蔵開始後30年以内の福島県外での最終処分が確実に実施されるよう、国が責任を持って取り組むこと。

(14) 避難が長期化している被災者に対し、精神的負担に対する心のケアの取組をはじめ、住居、雇用、教育等生活全般について、きめ細かな支援策を充実強化すること。

特に、時間の経過とともに、要介護者や震災関連死者の増加、避難先や復興公営住宅における孤独死が発生しているため、災害弱者である高齢者等に対する支援を強化すること。

(15) 原発事故に伴う住民の健康管理に当たっては、国が責任を持って健康被害の防止を図るとともに、不安の払拭に向けた取組を強化すること。

(16) 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、原発事故に伴う風評払拭及び風化防止に向け、国内外に対する正確かつ効果的な情報発信を強化するとともに、風評被害に苦しむあらゆる産業に対し、風評被害克服に向けた積極的な施策の展開を図ること。

また、農林水産物をはじめとした福島県産品等の販路の回復・拡大、教育旅行やインバウンドを含めた観光誘客の促進等への取組を市町村等が継続して取り組めるよう、必要な財源を確保すること。

(17) 全国の児童生徒及び国民が放射線等に係る知識を正しく理解することができるよう、福島復興再生特別措置法に基づき、教育委員会や学校が行う取組に対して十分な支援を講じるとともに、いじめや風評、差別等を防止する教育を推進するため、全国の児童生徒が人権や命等に関する思いが深まる道德教育を一層推進すること。

(18) 原発事故により生じた直接被害や風評被害、地方公共団体が事故に起因して負担した行政費用等について、迅速かつ確実に賠償させること。

第3 大規模自然災害からの復旧及び大規模災害対策の確立

我が国は、その位置、地形、地質、気象等の自然条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火等の自然災害が発生しやすい国土となっている。

東日本大震災以降も、平成28年熊本地震をはじめとする地震や集中豪雨・台風等により、甚大な被害が発生しており、住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。

被災町村では、日夜、復旧作業に取り組んでいるところであるが、財政基盤が脆弱であることから、国による支援が必要不可欠である。

加えて、近年、気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている中で、これまで経験した自然災害の教訓を踏まえ、将来、想定される南海トラフ地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に備えた災害対策を強化しなければならない。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 頻発化・激甚化する自然災害からの復旧・復興

- (1) 近年、気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている中で、集中豪雨、大規模な土砂災害、浸水被害等により、ライフラインやインフラに大きな被害が生じている。

被災町村が、道路、河川、砂防等の災害復旧事業及び被災者の生活再建、地域産業の再生等の復興対策に着実に取り組むことができるよう、十分な財政措置を講じること。

- (2) 光ファイバ等の情報通信基盤の災害復旧事業について、デジタル社会を支える重要性を踏まえ、道路等の公共インフラの復旧と同様の財政支援を

行うこと。

2 大規模災害対策の確立

- (1) 災害対策基本法、大規模災害復興法、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、南海トラフ法、首都直下地震対策特別措置法、活火山法等が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、地震、火山噴火、台風、集中豪雨等による被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト両面にわたる災害対策を強化するとともに、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。

- (2) 強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。

また、緊急浚渫推進事業、緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業について、対象事業を拡充するとともに、計画的に対策に取り組めるよう、引き続き十分な財源を確保すること。

- (3) 頻発化・激甚化する台風や集中豪雨等の災害に備え、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業をはじめとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。特に、近年の豪雨災害を踏まえ、「流域治水」の考え方にに基づき、堤防強化対策等への財政支援を拡充すること。

- (4) 地震・津波・火山噴火に対する観測・監視体制の強化及び災害予報体制を早急に確立すること。

- (5) 多様な情報提供手段を活用し、迅速かつわかりやすい災害・危機管理情報の提供を行うなどにより、国民の安全・安心を守るための防災・危機管理体制の更なる充実強化に取り組むため、広域避難体制の強化や、町村への情報受伝達体制の充実を図ること。

- (6) 台風等の災害による停電対策に万全を期すこと。特に、停電発生時にお

いては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制が確保できるよう、対策を講じること。

- (7) 大規模災害時に生じる膨大な災害廃棄物について、広域的な処理体制を確立すること。
- (8) 大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮を図るため、ハード・ソフト両面で予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い施設整備交付金の創設など、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる財政支援を講じること。

第4 地方創生の更なる推進

人口減少・高齢化という我が国が直面する大きな課題に対応するため、町村は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた地方版総合戦略に基づいて地域と一体となって、創意工夫を活かした施策の事業展開に取り組んでいる。

財政基盤の脆弱な町村が、地方創生を更に深化させるためには、これまでの検証を踏まえた上で、第2期総合戦略に沿った施策の推進及び財政支援が必要不可欠である。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

記

- 1 人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独自性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）を継続し、拡充すること。

また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な町村について考慮すること。

- 2 地方創生推進交付金については、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、自由度の高いものとするとともに、その規模を拡充すること。

また、地方創生に係る事業を円滑に実施するため、必要な財源を継続的に確保すること。

- 3 地域における雇用の創出を推進するため、地方拠点強化税制の適用期限を延長するとともに、支援内容を拡充すること。

- 4 地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中を是正するため、企業・大学・政府機関等の地方移転など、引き続き積極的に推進すること。
- 5 都市から地方への移住・定住・交流を推進するため、若者を中心としたUIJターン対策の抜本的強化、副業・兼業も含めた多様な働き方の推進、女性や高齢者等の活躍の推進、関係人口の創出・拡大、国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信等の取組を積極的に推進すること。
- 6 地方創生に積極的に取り組む小規模町村に対し、国家公務員等の人材を派遣する地方創生人材支援制度については、希望する町村に適切な人材が派遣されるよう、必要な人材を確保すること。

第5 参議院選挙における合区の解消

令和元年7月に行われた合区による2度目の参議院選挙においては、鳥取県と島根県、徳島県と高知県がそれぞれ合区となったが、選挙区の投票率が徳島県で全国最低の38.59%となった。また、同投票率の前回比について、同投票率が前回最下位であった高知県を除く鳥取県、島根県、徳島県の3県において全国平均を下回るとともに、過去最低の投票率を更新する結果となるなど、投票率が下げ止まらず、状況は深刻化している。なお、当該選挙では、いわゆる特定枠が導入されたが、合区の解消には至っていない。

我が国では、国と地方が団結して、地方創生に取り組んでいるところであるが、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見を国政に反映させるための仕組みが必要である。

よって、地域の代表が国政に参加できるよう、早急に合区を解消し、都道府県ごとに議員を選出できる選挙制度を確立することを強く要望する。

第6 分権型社会の実現と道州制導入反対

国から地方への事務・権限の移譲等については、提案募集方式における地方公共団体からの提案等を踏まえた第11次地方分権一括法が、令和3年5月19日に成立し、真の分権型社会に向けての施策が着実に進展している。

道州制の導入に向けた動きについては、与党内での議論は小休止しているものの、道州制が導入された場合、多くの町村は、事務権限の受け皿という名目の下、事実上の強制合併を余儀なくされ、住民と行政の距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地方分権改革の推進

- (1) 国と地方の役割分担の見直しに当たっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・税財源の移譲を進めること。
- (2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌基準化及び条例制定権の拡大を図ること。その際、町村が条例化に向けて検討を行えるよう、適切な情報提供を行うこと。
また、国が制度の創設・拡充等を行う際は、地方に一律に求めることは避け、地方の裁量確保や事務負担に十分配慮するとともに、内容の重複・必要性の低下が見られる計画や調査・照会の統廃合等の見直しを進めること。
- (3) 地方分権改革における提案募集方式については、提案実現に向け積極的に検討し、提案を反映すること。
- (4) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。
- (5) 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの市町村の自主

性に委ねること。

2 道州制の導入反対等

- (1) 道州制は絶対に導入しないこと。
- (2) 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。
- (3) 広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。
- (4) 圏域行政の法制度化は、周辺市町村の衰退と、いずれ圏域単位の合併に追い込まれる懸念があるため推進しないこと。

第7 町村財政の強化

町村は総じて自主財源が乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、住民福祉の向上のため、直面する諸課題に積極的に取り組んでいるが、急速な少子化と人口の流出により、厳しい財政運営を余儀なくされている。

一方、我が国では、国と地方が一体となって、人口減少を克服し、地方創生の実現に向けた本格的な事業展開に取り組んでいるが、この問題は直ちに成果が得るものではなく、国と地方の信頼関係の下、一步ずつしっかりと計画を実行していくほかはない。

こうした中で、町村が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限発揮して地域づくりを進めるためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進める一方、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税総額と合わせ、一般財源総額の確保・充実が不可欠である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地方税等自主財源の強化

- (1) 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- (2) 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- (3) 地方税は、地域偏在性の少ない税目構成とすること。
- (4) 幼児教育の無償化や待機児童の解消など、社会保障施策を実施するための財源を確実に確保すること。
- (5) 個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割や応益課税としての性格の重要性を踏まえ、その確保・充実を前提とし

て検討を行うとともに、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。

- (6) 固定資産税については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の關係に着目して課税される基幹税であり、現行制度を堅持すること。
- (7) 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の税負担軽減措置等を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。

特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図るとともに、土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

- (8) 自動車関係諸税のあり方について今後検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。
- (9) 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を確保・充実すること。
- (10) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (11) ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な關係を有し、本税の10分の7が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (12) 電気・ガス供給業等に係る収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、多大な行政サービスを受用している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、現行制度を堅持すること。

2 地方交付税等の充実強化

- (1) 地方交付税は、地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」に変更すること。

また、国の一般会計を経由せず「地方交付税（地方共有税）及び譲与税特別会計」に繰り入れること。

- (2) 地方交付税の原資は、地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。
- (3) 地方交付税の財源保障機能及び財源調整機能に則り、地方財政計画に町村の財政需要を適切に反映させ、地方交付税の総額を確保・充実するとともに、個々の地方公共団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意すること。

また、大幅な地方の財源不足が続いていることから、地方交付税の法定率を引き上げること。

- (4) 新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、人口減少対策、福祉・医療、教育・子育て、地域経済活性化、雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化や脱炭素社会の実現等の財政需要について、町村の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画に適切に反映するとともに、町村の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額を確実に確保・充実すること。
- (5) 地方は国を大きく上回る行財政改革を実施する中で、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金の積立を行っているところであり、基金の増加を理由に地方歳出の削減を行わないこと。
- (6) 人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独自性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）を継続し、拡充すること。
- (7) まち・ひと・しごと創生事業費に係る地方交付税の算定に成果指標を反映させるに当たっては、条件不利地域や財政力の弱い町村に対して、十分

に配慮すること。

(8) 地域社会の維持・再生に向けた対応を進めるため、地域社会再生事業費を継続・拡充するとともに、地域のデジタル化を迅速に進めるため、地域デジタル社会推進費を拡充すること。

(9) 基準財政需要額の算定に当たっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映すること。

また、業務改革の取組等の成果の基準財政需要額への反映については、町村の実情を十分踏まえ、行財政運営に支障を来すことのないようにするとともに、地方の改革意欲を損ねることのないよう、地方公共団体の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。

(10) 町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、水源涵養、食料生産、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、人口を中心とした配分基準を是正すること。

また、現在、湖沼面積を自治体面積に含めて基準財政需要額を算定しているが、これを海域面積にも適用すること。

(11) 地方公務員の定年引き上げについては、地域の実情を踏まえ、弾力的な運用とするとともに、若年層を含め雇用機会の確保が引き続き図られるよう、必要となる財政措置を講じること。

(12) 地域手当については、近隣市町村間で大きな差が生じていることにより、人材確保に支障が生じていることから、必要な見直しを行うこと。

3 地方債の改善充実

(1) 防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、地方債資金の所要総額を確保するとともに、長期・低利な公的資金を安定的に確保すること。

(2) 中長期的な取組が必要となる公共施設等の適正な管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業債を延長・拡充すること。

- (3) 臨時財政対策債の残高を縮減するとともに、累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講じること。

4 国庫補助金の運用改善等

国庫補助金等については、地方の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等について実態に即した見直しを行い、必要な予算額を確保すること。

第8 デジタル社会の実現に向けた施策の推進

町村の大部分は都市部から離れた農山漁村や中山間地にあり、離島や豪雪地帯等の条件不利地域も多く存在しており、少子高齢化、過疎化といった町村が直面する課題を解決するための手段として、デジタル社会の実現が期待されるところである。

しかしながら、ICT（情報通信技術）を活用するために必要となる情報インフラの整備について、町村は立ち遅れているのが現状である。

また、行政手続き等の利便性の向上や行政運営の効率化を図るためには、マイナンバー制度の円滑な運用を含めた行政手続きのオンライン化の推進や、地方公共団体の情報システムの標準化など、新たな時代にふさわしい環境の整備が必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 デジタル社会構築の推進

- (1) 誰もが利便性の向上やゆとりと豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けて、司令塔を担うデジタル庁の下、社会全体のデジタル化が円滑・迅速に進むよう、その取組に対して、十分な支援を行うこと。

また、取組を進めるに当たっては、デジタル利用の不安を低減し、安全・安心なデジタル社会を実現するため、国民や地方公共団体等の関係者の意見を丁寧に聞きつつ、個人情報保護やセキュリティ対策、不正利用防止の徹底など、万全の対策を講じること。

- (2) 光ファイバ等の情報通信基盤については、国民生活や経済活動にとって欠かすことができない社会インフラとなっているため、特に離島や過疎地等の条件不利地域で整備が進むよう、十分な財政支援を行うとともに、維

持費や更新費に対して、財政支援を行うこと。

- (3) 通信の高速化や通信量の増加に耐えうる通信環境の確保を図るため、5Gやローカル5Gの導入支援とともに、情報通信基盤の高度化に対して、十分な財政支援を行うこと。
- (4) ブロードバンドのユニバーサルサービス化について、条件不利地域においては運営コストが割高となり、維持が困難となるおそれがあるため、地方の実情を十分に踏まえた上で、必要となる対策を講じること。
- (5) Society5.0の実現に向けて、その理念が広く国民に浸透するよう周知・啓発を行うこと。
- (6) デジタル社会に対応した人材を育成するため、学校教育のデジタル化、ICTリテラシーの向上、専門家の育成など総合的なデジタル化施策を展開するとともに、技術的・財政的支援を強化すること。
また、デジタル人材に求められる専門能力や中長期的な育成に係る方針を示すこと。
- (7) 中小企業・小規模事業者や農林漁業者がデジタル技術等を導入する意識付けやスムーズな導入ができるよう、DX推進ガイドライン等による情報発信や、人的・財政的支援の強化を図るとともに、デジタル社会を担う人材育成を推進すること。
- (8) 誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けて、デジタルデバイド対策や情報バリアフリー対策、AIを活用したサポート等の取組に対して技術的・財政的支援を行うとともに、学習環境の整備や相談窓口の設置など、ICTリテラシーの向上について対策を講じること。

2 行政のデジタル化の推進等

- (1) 町村行政のデジタル化の推進に当たっては、財源の確保や専門人材の確保・育成が課題となるため、十分な財政的・人的支援を行うこと。
- (2) 国の制度改正に伴う情報システムの開発・改修について、町村の超過負

担が生じないよう、国の責任において財源を確保するとともに、十分な作業期間を確保すること。

また、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて対応し、具体的なスケジュールや作業内容等の情報を迅速に共有の上、きめ細かなフォローアップを行うとともに、財政的・技術的・人的支援など、万全の措置を講じること。

- (3) 国・地方の情報システムの標準化・共通化、保有情報のデータベース化とその有効活用といった共通基盤の整備に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、独自の活用にも配慮した柔軟な制度設計とするとともに、各情報管理主体が分散管理する方式を前提とし、地方独自に行う取組を含め、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

また、地方の情報産業の振興の妨げにならないよう、十分に配慮すること。

- (4) 書面・対面規制や添付書類の見直し等により、行政手続きのオンライン化、ワンストップ・ワンスオンリーの実現に向けた取組を推進すること。
- (5) 地方公共団体の情報セキュリティ対策を推進するとともに、技術的・財政的支援を講じること。
- (6) マイナンバー制度における個人情報保護方策やセキュリティ対策に係る国民の不安を払拭するため、万全の措置を講じた上で、制度の安全性や信頼性を国民に丁寧に説明すること。

また、システムの運用に当たっては、安定的な稼働を図り、マイナンバーカードの円滑な交付に万全を期すること。

- (7) マイナンバーカードの発行事務に係る経費等、マイナンバー制度に係る事務経費については、全額国の負担とすること。

また、システム改修や維持管理に係る経費については、町村に超過負担が生じることのないよう、国の責任において財源を確保すること。

- (8) マイナンバー制度における情報連携を円滑に実施するため、技術的・財

政的な支援を強化すること。

- (9) マイナンバーカード取得による利便性の向上が実感できる取組を推進するとともに、マイナンバーカードの取得率の更なる向上のための対策を講じること。
- (10) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用については、市町村の事務負担の軽減を図るとともに、市町村が行うバックアップ、個人情報保護及びセキュリティ対策に対する技術的支援を充実すること。
- (11) 総合行政ネットワーク（LGWAN）の利活用の一層の促進を図るとともに、市町村における行政専用のネットワークへのアクセス回線の増強に必要な財政措置を充実強化すること。
- (12) 新たな個人情報保護制度の内容を国民に分かりやすく周知するとともに、個人情報保護条例の改正等の事務負担に十分に配慮し、研修会開催やガイドライン・マニュアルの整備、相談窓口の設置、迅速な情報提供など、制度の円滑な実施に向けて万全を期すこと。

また、個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないよう、個人情報の目的外利用や第三者への提供にかかる扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

第9 脱炭素社会の実現等に向けた環境保全対策の推進

地球温暖化などの環境問題が世界的に深刻化し、国際的に温室効果ガスの排出量削減が求められる中、我が国では、2050年までの脱炭素社会の実現が目標とされた。町村においても、この目標実現に向けた取組を一層推進していくことが求められている。

また、循環型社会システムの構築、廃棄物処理対策等についても総合的、計画的に展開する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

地域の特性・実情に応じた省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及などの取組を支援するため、地方が自由に使える財源を確保すること。

2 地球温暖化対策の推進

- (1) 町村が、その自然的社会条件に応じた地球温暖化対策の取組を推進できるよう、必要な税財政措置を講じること。
- (2) 地球温暖化対策推進法に基づき策定した地方公共団体実行計画において設定した温室効果ガス削減目標等を達成できるよう、積極的な支援体制を構築すること。
- (3) 地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定制度については、町村の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を設けること。

3 循環型社会システムの構築

- (1) 第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、循環型社会形成に関する取組を総合的に推進すること。
- (2) 容器包装リサイクル制度の見直しに当たっては、制度を維持するため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、デポジット制度の導入など、事業者責任の強化を図るとともに、分別収集・選別保管に係る町村と事業者の費用負担及び役割分担を確立すること。
- (3) 使用済小型電子機器等の再資源化は極めて重要であることから、リサイクルの推進に当たっては、分別収集の事務を担う町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

なお、制度の見直しに当たっては、町村の実態を十分に踏まえること。

- (4) 家電リサイクル制度の見直しに当たっては、家電リサイクル料金を販売価格に含めるよう、家電リサイクル法の改正を図るとともに、町村の意見を十分踏まえ、対象品目の見直しを行うこと。

また、不法投棄された廃家電の回収費用について、町村の財政負担とならないようにすること。

- (5) 不法投棄車の回収費用について、町村の財政負担とならないようにすること。
- (6) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック一括回収の導入に当たっては、国民、自治体や事業者等に対し、当該取組内容を周知徹底の上、円滑な実施に向けた対策を講じるとともに、新たな回収に伴う負担に対する財政措置を講じること。

4 廃棄物処理対策の充実強化

- (1) 廃棄物処理施設整備計画に基づき、一般廃棄物処理の3R〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）〕の推進や廃棄物系バイオマスの利活用を図るなど、廃棄物処理施設の計画的な整備を推進

するとともに、財政措置を充実強化すること。

- (2) 廃棄物処理施設の解体に係る適切な財政措置を講じること。
- (3) 産業廃棄物処理における、最終処分場の確保に対しては、必要な財源措置を講じるとともに、周辺地域の環境保全に対して、万全を期すること。
- (4) 産業廃棄物の不法投棄については、監視体制の充実により、未然に防止するための対策を強化すること。
- (5) 海岸漂着物地域対策推進事業については、今後とも継続し、町村の財政負担が生じないよう、万全の措置を講じること。

なお、近年相次ぐ漂着木造船等については、回収・処理に当たる町村の実情を十分に考慮し、迅速な対応ができるよう、財政支援の早期確定等、弾力的な運用を図ること。

- (6) 座礁船の船体撤去については、無保険等により地方公共団体がやむを得ずその費用を負担する場合があるため、全て国の責任において、必要な措置を講じること。

5 有害化学物質対策の強化

- (1) ダイオキシン類等の有害化学物質の発生を防ぐため、ダイオキシン類排出抑制等の技術支援を強化すること。
- (2) 生体に悪影響を及ぼすとされる環境汚染物質について、早急に有害性及び環境リスクを解明し、法規制などの抜本的対策を講じること。

第10 農業・農村振興対策の強化

農村では、大都市に先行して高齢化と生産年齢人口の減少が進行しており、担い手の減少や耕作放棄地の拡大といった深刻な問題を抱えている。

加えて、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、日EU・EPA（日EU経済連携協定）、日米貿易協定等の国際協定締結・発効による市場開放圧力が進み、国内農業への影響が懸念されている。

このような状況や新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、我が国の農業を持続可能なものとするためには、国内生産を維持・拡大し、食料自給力を強化するとともに、農林水産業・地域の活力創造プランが目指す、強い農林水産業、美しく活力ある農山漁村の構築に向けた取組を推進していく必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 食料・農業・農村施策の推進

- (1) 食料・農業・農村基本計画を着実に推進するため、所要の財源を確保の上、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持・発揮等の地域政策を車の両輪として、バランスよく実施すること。
- (2) 新たな食育推進基本計画に基づき、健康で豊かな暮らしの実現に向けて、地産地消の取組の推進や地域農業の活性化に結びつく対策を推進すること。

2 食の安全・安心の確保

- (1) 消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっていることから、生産者の顔が見える地域の生産活動への支援強化や、国民への啓発活動を推進すること。

また、国産・輸入食品に対する検査・検疫体制を強化するとともに、食

の安全・安心を確立し、消費者の期待と信頼の確保に向けた取組を強化すること。

- (2) CFS（豚熱）、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病については、国の責任において感染経路や発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、風評被害対策に万全を期すこと。
- (3) 輸入品を含めた農畜産物の安全性を確保するため、HACCP（工程管理システム）や食品トレーサビリティ（生産流通履歴情報把握）システムの導入に対する支援を拡充すること。

3 農業の持続的な発展

- (1) 地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な経営形態や地域の実態に応じた対策を講じること。

また、農業次世代人材投資事業については、新たに農業を志す人が全て給付対象となるよう、必要な財源を確保すること。

- (2) 日本型直接支払制度の事業の実施に当たっては、地域の実態を踏まえ交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運営できるよう、支援策を拡充するとともに、必要な財源を確保すること。

- (3) 農地中間管理機構については、町村に業務を委託する場合、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に実質負担が生じないよう措置すること。

また、機構集積協力金については、地域の取組に支障を来さないよう、国において所要額を確保すること。

- (4) 米政策の推進に当たっては、需要に応じた生産を着実に実施するため、生産者に対し、きめ細かな情報提供を行うとともに、地域農業再生協議会への十分な財政支援を講じること。

- (5) 経営所得安定対策について、米価の下落等に対するセーフティネット（融

資制度の充実、収入保険制度の導入等)の整備など、経営安定に向けた対策の充実を図ること。

また、水田活用の直接支払交付金(飼料用米等)に係る所要額を継続的に確保し、地域の特色のある魅力的な製品の産地づくりに向けた取組に対する支援を充実すること。

- (6) 担い手の育成や畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

また、災害等の緊急時における国内の畜産農家への配合飼料の安定供給や配合飼料価格の高騰に対応するため、配合飼料価格安定制度の適切な運用を図ること。

- (7) 多様な担い手の確保等のため、女性や若者が活躍できる環境の整備を支援するとともに、障がい者の社会参画を実現する農福連携を推進すること。

4 農業基盤の整備促進と農村の振興

- (1) 農村経済の発展に資するため、農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を推進すること。
- (2) 所有者不明の特定農業用ため池について、管理権を取得した町村が、適切にため池の管理・保全を行うための支援等を講じること。
- (3) 野生鳥獣による農作物等の被害に対して、関係省庁の連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じるとともに、鳥獣被害防止特措法に基づき町村が作成した被害防止計画が円滑に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金については、実態を踏まえ所要額を確保すること。
- (4) ジビエの利活用拡大に向けて、処理加工施設の充実や関係者の連携促進等の取組に対する支援を講じること。
- (5) 農産物には、エネルギーや素材の供給という新たな役割が期待されていることから、未利用バイオマスの研究開発や利活用を推進すること。
- (6) 農村を活性化するため、農泊をはじめとする農村と都市との共生・対流

を図るための対策を積極的に推進すること。

- (7) 農業・農村の6次産業化の施策の実施に当たっては、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う開発や取組を通じ、経営の所得向上及び農村地域の雇用創出等を講じること。

5 国際協定への取組

- (1) TPP11協定、日EU・EPA、日米貿易協定等については、国内農林水産物の品質や安全性に対する国民の理解をこれまで以上に深めるとともに、影響を受ける農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、農林水産分野における生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。
- (2) WTO農業交渉に当たっては、農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正など、我が国の提案が最大限反映されるよう、積極的な交渉を行うこと。
- (3) EPA（経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）交渉においては、我が国の農業の実情に配慮した交渉を行うこと。

第11 森林・林業・山村振興対策の強化

我が国の林業は、国産材需要に回復の兆しがあるものの、担い手の減少等により、生産活動が停滞する厳しい状況にあり、これに伴い、間伐等の施業や伐採後の植林が行われない森林が増加するなど、森林の機能が著しく低下している。また、依然として外国資本等による山林取得が行われており、我が国の水資源・森林資源の保全が脅かされている現状もある。

一方で、森林の有する自然災害防止、国土保全、水源涵養といった多面的機能を恒久的に発揮させることが強く求められている。

このような現状を真摯に受け止め、農林水産業・地域の活力創造プランに係る施策を着実に推進するために、新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築等を図り、林業の成長産業化に向けた取組を行うことが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 森林・林業施策の推進

新たな森林・林業基本計画に基づき、森林の多面的機能の発揮と林産物の安定的供給及び利用に関する目標の達成に向けて、森林・林業施策を総合的に実施すること。

2 森林整備の推進と森林保全対策の充実強化

- (1) 多様で健全な森林の整備・保全を図るため、森林整備保全事業計画の実施に当たっては、間伐等の森林整備や山地災害の復旧・予防など、目標の達成に向け着実かつ効果的な整備を推進すること。
- (2) 森林経営管理制度の円滑な運用により森林整備が促進されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に資する支援を強化すること。

- (3) 林地台帳については、必要な体制整備等の支援を含め、万全の財政措置を講じること。
- (4) 官民一体となって適切な森林の整備・保全、国産材利用等の取組を行う美しい森林づくり推進国民運動を積極的に推進すること。
- (5) 外国資本等による森林買収について、貴重な森林資源や水資源を守るため、有効な対策を検討すること。
- (6) 山林地域における地籍調査の進捗率が低いことから、調査を早急に推進し、所有権、境界等の実態を速やかに把握すること。
- (7) 自然災害の防止、水源の涵養など、国土保全の重要な役割を担う保安林の適切な管理を行うこと。
- (8) 鳥獣被害防止特措法に基づき町村が作成した被害防止計画が円滑に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金については、実態を踏まえ所要額を確保すること。

また、森林病虫害による森林被害を根絶するため、広範な防除対策を積極的に実施すること。

3 地域林業の体質強化

- (1) 持続的で健全な林業経営体を育成するため、金融・税制上の支援措置を拡充すること。
- (2) 「緑の人づくり」関連事業の拡充を図り、林業就業者の育成・確保に関する支援措置を強化すること。

また、森林施業プランナーや森林総合監理士（フォレスター）等の人材育成対策を強力に推進すること。
- (3) 林業・山村の6次産業化の施策の実施に当たっては、林業経営の所得向上及び山村地域の雇用創出等を講じること。
- (4) 山村を活性化し、豊かな山村社会の形成に資するため、基幹道路網の整備を促進すること。

- (5) 都市と山村の共生・対流を促進し、里山の再生・整備・利用を推進すること。

4 林産物の安定的供給の確保

- (1) 木材産業の事業基盤を強化し、国際競争力のある国産材を大量かつ安定的に供給するため、森林施業の集約化を推進するとともに、木材加工流通拠点施設の整備を促進すること。
- (2) CLT（直交集成板）の普及、公共・公用建築物を含む非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の支援を強化するため、林業成長産業化総合対策に係る予算の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立するとともに、木材需要の喚起と拡大を図ること。

5 国際協定への取組

- (1) TPP11協定、日EU・EPA等については、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、林産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。
- (2) EPA、FTA及びWTO交渉においては、我が国の林業の実情に配慮した交渉を行うこと。

第12 水産業・漁村振興対策の強化

水産物の世界的需要が高まる中、我が国の水産業を取り巻く環境は、水産資源の枯渇、漁業従事者の減少・高齢化による担い手不足、輸入の増大による水産物価格の低迷など、極めて厳しい状況にある。

このような厳しい現状を真摯に受け止め、農林水産業・地域の活力創造プランの目指す水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化に向け、活力ある水産業・漁村を実現することが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 水産業・漁村施策の推進

水産基本計画に基づき、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、施策を総合的かつ計画的に推進すること。

また、基本計画の見直しに当たっては、町村の実態を十分に踏まえて検討すること。

2 水産物の安全と安心の確保

輸入品を含めた水産物の安全性を確保するため、HACCP（工程管理システム）や食品トレーサビリティ（生産流通履歴情報把握）システムの導入に対する支援を拡充すること。

3 水産物の安定的供給の確保

- (1) 排他的経済水域内等の資源を回復させるため、TAC（漁獲可能量）制度等の適正な運営を図るとともに、資源管理指針に基づく資源管理計画の高度化に向けた取組に必要な財政措置を講じること。

- (2) 排他的経済水域内における外国漁船の違法操業を防止するため、監視・指導・取締体制を一層強化すること。
- (3) 栽培漁業、海面養殖業及び内水面漁業・養殖業の振興を図るため、つくり育てる漁業を推進すること。
また、養殖業者等の安定的な経営を図るため、魚類防疫対策を強化すること。
- (4) 水産流通適正化法に基づく漁獲証明制度の運用、対象魚種の指定等に当たっては、水産業者等の意見を十分に踏まえるとともに、事務負担等に配慮すること。

4 漁場環境保全対策の推進

- (1) 漁場環境及び生態系の保全を図るため、藻場・干潟の保全・創造を推進すること。
- (2) 有害物質、有害プランクトン等による水質汚濁を防ぐため、各種水質保全対策を強化すること。
- (3) 内水面の生態系保全のため、外来魚や有害生物等の対策を推進すること。
- (4) 海上災害に起因する海洋汚染の未然防止策を徹底すること。

5 地域漁業の体質強化

- (1) 農林漁業用A重油石油石炭税及び軽油引取税に係る税制特例措置を恒久化すること。
- (2) 漁業者が代船建造等の設備投資を円滑に行えるよう、漁業経営基盤強化金融支援事業等による支援を強化すること。
また、沿岸漁業改善資金の償還期限を延長すること。
- (3) 水産加工業及び水産流通業の基盤強化を支援すること。
- (4) 漁業従事者の確保・育成を図るため、漁業技術の習得や経営管理能力の向上に関する支援策を継続・拡充すること。

(5) 漁港漁場整備長期計画に基づき、大規模自然災害に備えた対応力強化や水産業の競争力強化等を推進するとともに、水産基本計画と連携し、漁港・漁場・漁村の整備を着実に実施すること。

また、長期計画の見直しに当たっては、町村の実態を十分に踏まえて検討すること。

(6) 漁村を活性化するため、漁村の総合的な整備を行うとともに、渚泊を推進し、漁村と都市との共生・対流を図ること。

(7) 漁業・漁村の6次産業化の施策の実施に当たっては、水産業経営の所得向上、漁村地域の雇用創出等を講じること。

6 国際協定への取組

(1) TPP11協定、日EU・EPA等については、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、水産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。

(2) EPA、FTA及びWTO交渉においては、我が国の水産業の実情に配慮した交渉を行うこと。

第13 中小企業振興対策の強化

現下の経済状況においては、地方に所在する中小企業は、都市部に比べ依然として厳しい状況に置かれている。

経済の源泉である中小企業を活性化し、地域再生を図るためには、地域産業の育成、人材の確保、中心市街地の活性化など、総合的な施策を展開することはもとより、即効性のある経済対策を引き続き実行することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 中小企業振興対策の拡充

小規模企業振興基本計画を踏まえ、事業者と地域がともに持続的な発展を遂げることができるよう、産地産業の活性化や災害への対応力強化、担い手の確保・育成など、地域経済の構造変化や社会情勢、地域の実態を踏まえた取組に対する支援を着実に実施すること。

2 地域産業の育成及び人材の確保

- (1) 地域経済の活性化を図るため、地域の産学官金ネットワークの強化によるイノベーション創出環境の整備や研究開発等を積極的に支援すること。
- (2) 地域未来投資促進法に基づき、地域資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業を行うための支援を拡充すること。
- (3) 中小企業等経営強化法に基づき、中小企業における新連携、創業、経営革新を支援する施策を充実強化すること。
- (4) 伝統的工艺品産業の振興を図るため、技術の承継、意匠の開発を図るとともに、製作、販売の場の提供などに対して、積極的な支援を行うこと。

- (5) 生産年齢人口の減少やグローバル化等の地域経済における構造変化の影響を強く受けている中小企業・小規模事業者に対し、人材の確保及び育成に係る支援策を拡充すること。
- (6) 農林水産業との連携により新商品の開発や販路の拡大を図る農商工連携について、地域経済の活性化につなげるための支援策の強化を講じること。

3 町村の中心市街地の活性化

- (1) 地域中小小売店の振興を図るとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備及び商業施設の整備促進を図ること。
- (2) 地域コミュニティを担う商店街において、観光業との連携の下、空き店舗への店舗誘致、買い物バスの運行、インバウンド対応といった地域商業の活性化の取組に対して、総合的な支援を行うこと。

4 中小企業金融対策の充実強化

資金繰りが悪化している中小企業の事業継続や雇用維持のため、資金需要に十分対応しうる信用保証や融資制度の拡充等の支援を継続すること。

第14 地域保健医療の向上

我が国の医療をとりまく環境は、産科医、小児科医をはじめとする医師不足や診療科及び地域における医師の偏在の問題など、極めて深刻な状況にある。

また、地域医療の確保に重要な役割を果たしている自治体病院等は、採算性の確保が難しい医療を担っていることなどから、その多くが厳しい財政状況にある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地域保健医療の充実強化

- (1) 産科医・小児科医・麻酔科医等をはじめとする医師不足や女性医師の離職、出産・育児等との両立、地域間・診療科間の医師偏在等の実態を踏まえた医師確保対策を講じること。
また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。
- (2) 過疎地域等への医師の勤務を義務付ける全国的なシステムを緊急に構築すること。
- (3) 保健師、助産師、看護師、薬剤師、栄養士等の専門職の養成・確保及び勤務環境の改善を促進するとともに、地域の偏在について早急に改善策を講じ、地域の実情に即した保健医療体制を構築すること。
- (4) 地域医療の中核として重要な役割を果たしている自治体病院等が健全かつ安定した経営を維持できるよう、適切な財政措置を講じること。
- (5) 地域医療構想の実現に当たって生じている課題等を解決するため、地域の実情を十分踏まえ、更なる支援策を講じるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により議論が進んでいない地域もあるため、一律に結論の

期限を区切らないこと。

また、公立・公的病院については、コロナ禍において地域住民の命を守るという役割の重要性が再認識されていることも踏まえ、全国一律の基準による拙速な再編・統合を誘導しないこと。

- (6) 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村に十分配慮した配分とすること。
- (7) 消費税制度において、自治体病院の運営に影響が生じないよう、十分な支援策を講じること。
- (8) 周産期医療及び小児救急医療をはじめとする救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、十分な財政支援を講じること。
また、産科、小児科に対する診療報酬を改善すること。
- (9) 難病等の特殊な疾病については、国の負担とすること。
- (10) アスベストによる健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するため、アスベスト問題に係る総合的な対策を強化し、万全の措置を講じること。

2 へき地保健医療の確保

- (1) へき地における医療施設の整備、医療従業者の確保、情報通信の活用等、総合的なへき地保健医療対策を一層推進すること。
- (2) へき地における総合医の養成・確保については、早急に対策を講じること。
- (3) へき地におけるICTを活用した遠隔診療の普及に必要な対策を講じること。
- (4) ドクターヘリ等救命救急ヘリコプター、巡回診療車（船）等の適切な運用が図られるよう、必要な措置を講じること。

3 感染症対策の推進

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法における市町村行動計画に基づき市町村が行う措置等に対して、十分な支援を講じること。
- (2) 有効性及び安全性が確認されたワクチンについて、財源措置を講じた上で、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。

第15 医療保険制度の改善

国民健康保険制度は、他の医療保険制度に比べ被保険者の年齢構成が高く、医療費水準も高いほか、保険料負担が重いといった構造的な課題を抱えながらも、我が国の国民皆保険制度の最後の砦として重要な役割を担っている。

こうした中、国民皆保険制度を堅持するためには、国民健康保険と被用者保険との一本化を図るとともに、安定的な財政運営や効率的な事業を確保するための施策を展開しなければならない。

また、高齢者医療制度についても、将来にわたる持続的かつ安定的な運営の確保が必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 医療保険制度の一本化の積極的な推進

我が国の医療保険制度の将来像を明確化し、各医療保険制度間の給付と負担の公平化を図るため、全ての国民を対象とした医療保険制度の一本化を積極的に推進すること。

2 国民健康保険制度の安定的な運営

- (1) 国民健康保険については、今後の医療費の増嵩に対応し、将来にわたって制度の安定的かつ持続的な運営を確保するため、国が主体となって運営すること。
- (2) 国民健康保険については、制度の運用状況や今後の医療費の増嵩、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。
- (3) 都道府県と市町村の役割分担や各種制度の見直し等により、システムの

更改等が必要となる場合には、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。

また、次期国保総合システム更改に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国による十分な財政支援を講じること。

- (4) 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であることから、引き続き堅持すること。
- (5) 診療報酬体系及び薬価基準を見直し、医療費の適正化を図ること。
- (6) 子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから全面的に廃止すること。
- (7) 子どもに係る均等割保険料(税)を軽減するための支援制度については、国の負担割合を引き上げるとともに、対象年齢の拡大など、更なる支援策を講じること。
- (8) 特定健康診査・特定保健指導が円滑に実施されるよう、適切な措置を講じること。

3 高齢者医療制度の安定的な運営

高齢者医療制度については、財政基盤の強化、運営責任の明確化などのため、国が主体となって運営すべきであるが、後期高齢者医療制度は定着していることから、当面は現行の枠組みを維持し、必要な改善を加えながら、安定的な運営の確保に努めること。

また、制度の必要な見直しを行う場合には、地方と十分協議を行うこと。

第16 介護・高齢者福祉の充実強化

我が国の高齢者の人口割合は、世界最高水準となっており、今後も高齢化が進行することが見込まれている。

こうした中、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会をつくるため、介護・高齢者福祉施策の更なる充実を図る必要がある。

特に、介護保険制度については、高齢化の進展に伴い、サービス利用者の数は増加の一途を辿り、総費用は年々増加し、市町村における地域間格差も生じている。

高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるようにするためには、地域包括ケアシステムの構築を実現し、同制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 介護保険制度の円滑かつ安定的な運営

- (1) 介護保険制度については、将来にわたり安定的で公平かつ公正な制度として維持していくため、国が主体となって運営すべきであるが、まずは、都道府県で運営を行うこと。
- (2) 介護サービスが適切に実施できるよう、介護基盤の整備を促進するとともに、介護従事者の養成・確保、処遇の改善等について、必要な財政措置を講じること。
- (3) 調整交付金については、国庫負担の外枠として措置すること。
また、調整交付金は保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものであることから、その機能を引き続き堅持すること。
- (4) 財政安定化基金に係る財源は町村の負担としないこと。

- (5) 医療療養病床から介護医療院への移行による介護保険料への影響を軽減するため、適切な財政措置を講じること。
- (6) 介護報酬の算定基準について、事業者が適切な運営とサービスの質の確保ができるよう、各種介護保険サービスの実態を十分踏まえ、適切な見直しを行うこと。
また、地域性にも十分配慮したものとすること。
- (7) 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村に十分配慮した配分とすること。
- (8) 介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施するため、町村の実情を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、人材や受け皿の確保、生活支援サービス等を担うNPOやボランティア等の参入促進のための支援策を充実すること。
- (9) 中山間地域や離島等においても、サービス提供事業者等による介護サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じること。
- (10) 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の前提となる指標を用いた取組の評価については、地域によって不公平が生じることのないようにするとともに、保険者の制度運営に支障を来さないようにすること。
また、財源に調整交付金等の介護保険財源を活用しないこと。
- (11) 認定調査員、介護支援専門員、認定審査会委員、地域生活支援コーディネーター等の研修を充実すること。

2 高齢者福祉の充実

- (1) 認知症の高齢者に対する総合的対策の推進を図ること。
- (2) 働く意欲のある高齢者が多様な就業の機会を確保できるよう、雇用対策を充実させること。

第17 少子化対策・障がい者福祉施策の推進

我が国の少子化問題は、高齢化の進行と相まって、社会経済に大きな影響を与えている。とりわけ、若年層の人口流出が著しい町村部においては、地域社会を維持存続する上で、非常に深刻な問題であることから、仕事と子育ての両立、子育ての負担感の解消、男女共同参画の推進など、多方面から対策を施し、我が国の将来を支える子ども達を地域一体となって育む必要がある。

一方で、障がいのある人も普通に暮らし、地域の一員として、共に生きる社会を実現するため、障がい者・障がい児の福祉施策を推進していかなければならない。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 少子化対策等の推進

(1) 市町村が地域の実情に応じサービスを安定的に実施できるよう、子ども・子育て支援新制度の量及び質の充実に向けて、必要な財源を確実に確保するとともに、新子育て安心プランに基づく待機児童解消のための支援を充実強化すること。

(2) 幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、地域の実情や多様な保育形態等を踏まえ、保育の質の確保を前提として、対象者及び対象施設の公平性を確保するとともに、国の責任において、必要な地方財源を確実に確保すること。

また、地方の事務負担の軽減を図るとともに、諸経費や事務費等に対し、必要な財政措置を講じること。

(3) 地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、保育所整備の促進、放課後児童クラブの拡充等を図り、子育て支援施策を総合的に推進すること。

- (4) 保育士の養成・確保を図るとともに、処遇改善等の対策を強化すること。
- (5) 中学校卒業までの医療費の無料化を全国一律の制度として創設すること。
- (6) 第5次男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進すること。
- (7) 若者の就労支援等の自立促進を図ること。
- (8) 児童虐待防止のため、児童虐待防止対策体制総合強化プラン等に基づく市町村の体制整備に対し、十分な財政措置を講じるとともに、専門人材の養成・確保の充実を図ること。
- (9) 子供の貧困対策に関する大綱に基づき、子どもの貧困対策や自立支援を総合的に推進するため、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、必要な措置を講じること。

また、家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）について、当事者の早期発見につなげるための相談体制の強化や実態調査の実施、家事や子育てを支援する体制整備への支援、ひとり親家庭への生活支援の推進、支援マニュアルの作成などの対策を講じること。

- (10) 不妊治療の保険適用に当たっては、保険適用外となる治療も含め、引き続き経済的負担の軽減が図られるよう、支援制度を充実強化すること。

2 障がい者福祉施策の推進

- (1) 障害者総合支援法に基づく事業を実施主体である市町村が安定的に運営できるよう、地域の実情を十分踏まえ、必要な財源を確保すること。
- (2) 障がい者（児）施設の整備促進を図るとともに、各種公共施設及び公共交通機関のバリアフリー化に係る適切な措置を講じること。
- (3) 町村において、障害者雇用促進法に基づく障がい者雇用が円滑に進められるよう、適切な支援措置を講じること。

第18 教育・文化の振興

将来を担う子どもや青少年の育成を目指して、創造的で豊かな心を育てる教育の実現を期するとともに、国民の生涯にわたる教育、文化等の振興・充実を図る必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 義務教育の充実改善

- (1) 地域の実情に応じ、創意・工夫を凝らした教育を行うため、教職員の人材確保等において地域間格差が生じることのないよう十分に配慮した上で、権限及び財源を地方に移譲すること。
- (2) 加配定数を含む教職員定数の在り方を見直して機械的に削減することは、強制的な学校の統廃合につながり、地域コミュニティの衰退を招くことから、決して行わないこと。
- (3) 地域の実情に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数教育を推進し、複式学級を含む学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、必要な財政措置を講じること。
- (4) 小・中学校の普通学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対する教職員、支援員等の配置や施設整備について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。
- (5) ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT環境整備費に対する財政措置を継続・拡充するとともに、小・中学校における校内ネットワーク環境や学習環境の改善、学習用ソフトウェアを含めた1人1台端末等の維持・更新に要する経費に対し、十分な財政措置を講じること。

また、GIGAスクールサポーター及びICT支援員の配置水準を引き上げ

るとともに、十分な支援策を講じること。

- (6) 教職員が日々の生活を豊かにすることで、より効果的な教育活動を行うことができるよう、教職員の働き方改革を推進すること。

2 児童生徒の安全対策等の強化

- (1) 登下校中に児童生徒が犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、安心して学べる環境を確保するため、通学路や小・中学校内の警備・警戒体制を強化する地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業について、必要な財政措置を講じること。

- (2) 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると同時に、大地震など災害時における地域住民の応急避難場所の役割を果たすことから、老朽化対策及び防災機能強化について、必要な財政措置を講じること。

また、学習環境の早急な改善が図られるよう、空調設備の設置、トイレ改修、給食施設整備等に対し、十分な財政措置を講じること。

- (3) いじめ、暴力行為や不登校などの児童生徒の問題が依然として憂慮すべき状況にあることから、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを活用するなど、学校におけるカウンセリング機能を拡充するとともに、効果的に配置できるよう適切な措置を講じること。

3 学校における食育の推進

学校給食における地場産物の活用や米飯給食の充実など、学校における食育の推進を図ること。

4 へき地学校の通学条件の改善

遠距離通学費及びスクールバス・ボート等購入費に対して、必要な財政措置を講じること。

5 小・中学校等放送受信料免除措置の継続

小・中学校等に対する放送受信料免除措置は、今後とも継続すること。

6 青少年健全育成対策の充実

青少年の健全育成に向け、社会環境の整備等の対策を図ること。

7 公立社会教育施設の長寿命化、機能向上等

老朽化した公立社会教育施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替・新設、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対して、必要な財政措置を講じること。

8 文化財保護等の充実

文化財の保存・活用等に係る取組を推進するとともに、市町村が行う文化財保護・保存措置に要する経費に対し、十分な財政措置を講じること。

また、文化財を活かしたまちづくりなどの取組に対する支援を拡充すること。

第19 国土政策の推進

少子高齢化の急速な進展、グローバル化、ICTの発展等環境の変化に即応して、国土の均衡ある発展を推進する一方、国土の保全に努める必要がある。

また、エネルギーは、国民経済の健全な発展と国民生活の安定のために不可欠であることから、エネルギー政策においては、安全性を前提とした上で、安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでの供給の実現と同時に、脱炭素社会の実現に向けた環境への適合を図ることが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 国土形成計画法に基づく国土形成計画の推進

国土形成計画（全国計画）に基づき、人口減少の克服・地方創生の観点から、都市と農山漁村の共生する社会が実現されるよう、町村の取組を積極的に支援すること。

2 社会資本の老朽化対策

防災・減災に資する国土強靱化に向け、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を着実に実施するとともに、社会資本の老朽化対策を総合的に推進すること。特に、橋梁・トンネルの修繕や点検に対して、技術的・人的支援や必要な財政措置を講じること。

3 国土保全対策の強化

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、治水事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業の積極的な推進を図ること。
- (2) 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設や基幹となる交通・通信施

設等の災害に対する安全性・信頼性を強化すること。

4 国土調査事業の強化及び土地台帳の制度化

全国の土地所有・利用実態を速やかに把握するため、土地台帳制度を構築し、地籍調査については、公共事業により推進を図ること。

5 所有者不明土地対策の推進

所有者不明土地の発生を予防する仕組みの充実を図るとともに、管理責任の所在等について、引き続き検討を行うこと。

6 エネルギー対策の推進

- (1) 安定したエネルギー供給を実現するため、地球温暖化対策の推進等に留意し、エネルギー需給構造を確立すること。
- (2) 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、積極的な支援や財政措置を講じること。
- (3) 住民生活や企業活動・雇用に影響を及ぼすことのないよう、電力の安定供給に努めるとともに、発電コストの増加を抑え、安易に電気料金の引き上げを行わないこと。
- (4) 原発の安全規制体制に対する信頼性を回復するため、国による検査・監督を実施・強化するとともに、地元町村への迅速な情報提供を徹底すること。
- (5) 原発の再稼働に当たっては、新規制基準の下、未曾有の自然災害等を想定した検証を徹底的に行うとともに、地元町村や住民の十分な理解を得ること。
- (6) エネルギー施設の立地地域に対して、電源立地地域対策交付金をはじめとする財政措置を充実強化すること。
- (7) 将来の人口構造等を見据えたエネルギーの自立分散化、グリーンインフ

ラの整備、スマートムーブの普及など、利便性の向上やエネルギーの効率化に向けた取組を推進すること。

7 水資源対策の推進

- (1) 水源地域における生活環境及び産業基盤を整備し、水源地域住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法成立前の既設ダムを有している町村を含め、ダム所在町村に対するきめ細かな財政措置を講じること。

また、水道の安全性を確保する観点から、水源地域と上下流に渡る河川における廃棄物の不法投棄及び有害物質の排出抑制のための監視・指導を行う枠組みの策定等を早急に構築すること。

- (2) 水資源政策の推進に当たっては、各水系の新たな水資源開発基本計画(フルプラン)の策定を含め、大規模災害や異常渇水をはじめとする様々な危機時において、必要な水が安定的に確保できるよう、リスク管理型の水安定供給に向けて、必要な対策を講じること。
- (3) 水源複層林の整備及び水源林対策の拡充を図るとともに、放置山林の対策を強化すること。
- (4) 外国資本等による水源地やその周辺地域の買収等について、安全保障及び公益性の観点から、国民共有の貴重な財産である水資源を守るため、有効な対策を検討すること。

第20 交通体系の整備促進

日常生活の基盤としての町村道、高規格道路等の道路網の整備を図るとともに、地方における交通体系を維持する必要があることから、鉄道、空港、港湾等の整備を総合的に促進しなければならない。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 道路網の整備促進

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう、財政措置を充実すること。

また、国道、都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進すること。

- (2) 高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備並びにこれに関連する幹線道路の整備を推進すること。
- (3) 道路整備における事業の必要性及び費用対効果の判断に当たっては、町村の意見を十分踏まえ、災害防除対策、交通安全対策など、地域の実情を適切に反映すること。

2 地域交通対策の促進

- (1) 地域住民に不可欠な地方バス路線については、赤字路線を多く抱える町村の実情に鑑み、路線維持対策に必要な財政措置を講じること。
- (2) 離島航路、ローカル鉄道などの地域公共交通の維持・再生については、適切な財政措置を講じること。

3 JR北海道等に対する支援

JR北海道等の民営化後の経営は、社会環境の変化や経営安定基金の運用益の低迷等により巨額の赤字が見込まれるなど、安定化には程遠い状況にある。

地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うとともに、地域の経済活動の基盤となるJRの全国鉄道網を維持するため、JR北海道等に対し、脆弱な経営基盤を再建し、将来にわたり安定した経営を行うことができるよう、積極的な支援を行うこと。

4 鉄道、空港、港湾の整備促進

- (1) 整備新幹線の建設中区間の建設を促進するとともに、未着工区間についても整備スケジュールを明確化するなど、新幹線鉄道網の整備を推進すること。
- (2) 新幹線の基本計画路線については、整備計画路線への格上げに向け、必要となる調査を早期に実施すること。
- (3) 地方空港路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に非常に多くの便益を与えていることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じること。
- (4) 国内及び国際物流と交流の拠点となる港湾施設の整備を推進すること。

第21 生活環境施設の整備促進

国民の健康で文化的な生活及び社会経済活動を支える基幹施設として整備する水道、下水道、污水处理施設、公園等の生活環境施設は、老朽化に伴う安全対策や安定的なサービス提供のための広域化など、対処すべき課題も多く残されている。

また、人口減少等の影響により、適切な管理が行われていない空き家が増加し、その老朽化に伴い、衛生、景観、保安などの面で問題が深刻化していることから、空き家に対する総合的かつ計画的な施策を推進する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 水道施設の再構築及び安全強化

老朽化した水道施設の再構築事業及び安全強化について、財政措置を講じること。

2 污水处理施設の整備促進

(1) 社会資本整備重点計画に基づき、町村の污水处理施設整備を重点的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、特定環境保全公共下水道事業の整備の促進を図ること。

(2) 生活排水等による公共用水域の汚濁防止等を推進するため、浄化槽の設置、整備等について、財政措置を充実させるとともに、公共下水道等への接続に要する経費について、新たな財政措置を講じること。

3 上水道・簡易水道・下水道事業の安定的経営の確保

(1) 上水道・簡易水道・下水道事業については、サービスを将来にわたり安

定的に提供していくため、広域的な連携・協力体制の構築などの推進が重要であり、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実強化すること。

また、上水道事業に統合された旧簡易水道の給水区域に対し、従前のサービス水準が維持できるよう、統合前と同様の国庫補助対象とすること。

- (2) 経営環境が厳しさを増している上水道・簡易水道・下水道事業の公債費負担を軽減し、将来にわたる経営の安定化に資するため、これらの事業に係る既往の公営企業債について、公営企業借換債（補償金免除繰上償還）制度を復活すること。

4 公園等の整備促進

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、町村の公園整備を重点的に推進するとともに、財政措置を充実すること。
- (2) 良好な水辺空間を創造する事業や多自然川づくりなど、潤いのある河川環境を保全・創出する事業を積極的に推進すること。

5 空き家対策の推進

町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、町村の空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政措置を講じること。

また、空き家等の利活用を促進するための支援制度を拡充すること。

第22 消防体制の強化

頻発化・激甚化する災害等に的確・迅速に対応し、国民の生命・身体・財産を守るため、消火・救急・救助体制の整備を促進するとともに、消防団の充実を図るなど、消防力を強化することが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 消防体制の充実強化

(1) 消防の広域化や消防の連携・協力の推進に当たっては、引き続き町村の実情を十分に考慮するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、小規模な消防体制では対応できない事態に備えた応援体制の整備等を着実に推進するため、適切な措置を講じること。

(2) 頻発化・激甚化する災害に対応するため、消防防災施設の整備強化や消防の科学化の促進など、消防防災体制の充実強化に対して、適切な措置を講じること。

(3) 緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る零細補助基準額の引き下げ及び実勢価格に合った基準額の見直しを行うとともに、所要額を確保すること。

(4) 災害時における的確な情報の収集・伝達を行うため、防災行政無線のデジタル化の整備をはじめ高度防災情報通信体制の整備促進を図るとともに、財政措置を充実強化すること。

(5) 救急現場・搬送途上の医療を充実するため、高規格救急自動車、消防防災ヘリコプター、高度救命処置用資機材等の整備を推進するとともに、救急救命士の養成確保と技能向上を図ること。

(6) 山村豪雪地域、過疎地域、離島等の厳しい自然条件下にある町村に対し、それぞれの実情に即応した消防施設の整備について、適切な措置を講じる

こと。

2 消防団の充実強化

消防団は地域防災体制の中核的存在として重要な役割を果たしているため、消防団充実強化法に基づき、消防団員の確保、施設・装備の充実、教育訓練の改善等、消防団の充実強化が図られるよう、必要な措置を講じること。

特に、消防団員数の減少や、災害の頻発化・激甚化で消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員の処遇改善に向けて、消防団員の報酬等に対して、十分な財政措置を講じること。

3 国民保護法制の円滑な運用

国民保護に必要な資機材等の整備支援や地方公共団体の危機管理研修の充実強化等、国民保護に関する措置を充実すること。

第23 人権擁護の推進

我が国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする日本国憲法の下で、国及び地方公共団体により、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。

しかしながら、人権侵害、障害を理由とする差別の問題や、我が国固有の人権問題である同和問題も依然として存在しており、引き続き問題の解決に向けた積極的な取組が必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

- 1 部落差別解消推進法に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を更に推進すること。
- 2 障害者差別解消法に基づき、町村が実施する社会的障壁の除去のための取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- 3 地対財特法の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。
- 4 独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度を早急に確立すること。

第24 特定地域の振興

過疎、半島、豪雪、離島、奄美・小笠原・沖縄、旧産炭、鉱山所在地など特定地域の振興を図る必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 過疎地域の振興

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域の持続的発展に向けた総合的かつ計画的な対策を実施するため、地方交付税措置や地方創生に係る交付金の充実など、財政措置を拡充・強化すること。
- (2) 過疎対策事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の必要額を確保し、対象事業を拡充するとともに、財政融資資金の償還期限延長や借入手続きの簡素化など、運用を改善すること。
- (3) 過疎対策事業債（ソフト分）について、限度額を引き上げるとともに、必要額を確保すること。
- (4) 都市との交流、多様な主体の協働、移住定住の促進、関係人口の創出・拡大等による多様な人材の確保や、地域社会の担い手となる人材の育成に対する支援を強化すること。
- (5) 地域おこし協力隊など外部からの人材誘致を含めた人材の積極的活用と、集落再編・地域運営組織の形成など集落対策を総合的に推進するための支援を強化すること。
- (6) 地域の結びつきを深め地域の誇りの象徴である伝統文化や文化財の保存・活用を推進するための支援を強化すること。
- (7) 集落ネットワークの形成など過疎地域の自立活性化の推進を図るための事業に対する財政措置を拡充・強化すること。

- (8) 過疎地域における郵政サービスが果たす役割を踏まえ、郵便局の各種サービスを維持すること。

2 半島地域の振興

- (1) 半島地域の振興に資するため、半島振興法に基づき関係道府県が策定する半島振興計画に基づく施策が着実に実現できるよう、金融・税制・財政上の措置を充実すること。
- (2) 国土幹線軸からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、港湾等の交通基盤の整備を促進すること。
- (3) 観光基盤の整備を促進し、半島地域の優れた観光資源を活用した観光レクリエーション産業を育成すること。
- (4) 地理的条件から水資源の乏しい半島地域の総合的な水資源対策を推進すること。
- (5) 全国平均と比較して遅れている下水道処理施設等の整備を促進すること。

3 豪雪地帯の振興

- (1) 令和3年度末に失効する豪雪地帯対策特別措置法第14条及び第15条の特例措置については、同措置がこれまで特別豪雪地帯における冬期交通確保や教育機会の均等に大きく貢献してきたことを踏まえ、法改正により適用期限を延長するとともに、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 豪雪地帯対策基本計画に基づく豪雪地帯対策の推進に当たっては、道府県計画を最大限尊重し、総合的な豪雪対策を推進すること。
- (3) 積雪期における道路、鉄道、バス交通の確保に努めるとともに、除雪機械に係る燃油価格の高騰に対処するため、揮発油税及び軽油引取税の減免措置を講じること。
- (4) 豪雪による通信機能の停滞を防ぐため、通信線路の地下ケーブル化の整備、着雪防止工法の採用などの雪害防除対策を強化すること。

- (5) 豪雪地帯の特性を活かした農林業及び産業振興対策を強化すること。
- (6) 耐雪耐寒構造の学校教育施設、生活環境施設、社会福祉施設等、各種公共施設の整備を促進すること。
- (7) 無医地区等における冬期の医療体制を強化すること。
- (8) 雪処理の担い手の確保・育成のため、建設業団体その他非営利団体との連携等による除排雪の体制整備に対する支援策を講じること。
- (9) 冬期における消防機能の低下を防ぐため、消防施設・設備の整備に係る財政措置を拡充すること。
- (10) 雪崩、地すべり、地吹雪等から人命や財産を守るため、雪害防止対策を強化すること。
- (11) 豪雪地帯における住民の生活及び諸活動の安全性と利便性を向上させるため、総合的な雪情報システムの構築を図ること。
- (12) 豪雪地帯町村に対し、地方交付税の傾斜配分強化を図るとともに、地方債の起債枠を拡大すること。

4 離島地域の振興

- (1) 現行の離島振興法は、令和4年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長すること。
- (2) 離島振興法に基づく離島振興基本方針及び離島振興計画に則り、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、人口の著しい減少の防止と定住の促進を図るための施策等を積極的に推進すること。
- (3) 離島振興基本方針及び離島振興計画に基づく予算額を確保すること。
- (4) 離島活性化交付金について、個々の離島の実情に即した離島活性化交付金等事業計画を十分尊重し、交付金の拡充・強化を図ること。
- (5) 離島の活性化と定住促進のため、離島特別区域制度の詳細設計を定めた新たな法制度を早急に検討すること。

- (6) 離島航路・航空路は、離島住民にとって生命線であり、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するため、全ての離島航路・航空路を安定的に維持存続するための支援策の抜本強化を盛り込んだ「離島航路・航空路支援法（仮称）」を早期に制定すること。
- (7) 有人国境離島法に基づく特定有人国境離島地域社会維持推進交付金により、雇用機会の拡充、全ての利用者を対象とした航路・航空路運賃低廉化、カーフェリー等自動車航送料金低減の対策等を強化するとともに、所要額を確保すること。

5 奄美群島・小笠原諸島・沖縄の振興

- (1) 奄美群島にあつては、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、群島の自立的で持続可能な発展に向けた諸施策を積極的に推進するとともに、奄美群島振興交付金を確保・充実すること。
- (2) 小笠原諸島にあつては、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき、島の実情に即した交通・観光・産業基盤及び生活環境施設の整備、定住環境の改善等、自立的発展に向けた諸施策を積極的に推進するとともに、所要額を確保すること。
- (3) 現行の沖縄振興特別措置法は、令和3年度末をもって失効することから、新たな沖縄振興に向けた法律を制定すること。
- (4) 沖縄にあつては、道路、空港、港湾、漁港等産業基盤の整備を促進するとともに、定住条件の整備、地域特性に応じた産業振興に取り組み、持続可能な離島地域社会を形成するための諸施策を積極的に推進すること。
また、沖縄における課税の特例措置を延長すること。

6 旧産炭地域の振興

産炭地域の振興に大きな役割を果たしてきた国の石炭政策は平成13年度

をもって終了し、法失効後の施策として、5年間の激変緩和措置が実施されてきたが、平成18年度をもって終了した。

しかし、多くの旧産炭地域町村においては、今なお人口の流出、財政の悪化、ぼた山・鉱害の残存等多くの課題を抱えている。

国は、このような旧産炭地域の厳しい現状を直視し、地域の実情に即した振興対策を講じること。

7 鉱山所在地域の振興

我が国の金属鉱山は、その多くが閉山に追い込まれている。

しかしながら、鉱山所在地では、閉山後も健康被害、農作物被害、漁業被害等深刻な鉱害をもたらすヒ素、カドミウム、鉛等の重金属を含む抗排水対策を行う必要がある。

よって、国はこのような現状を踏まえ、鉱山所在地域の振興対策を講じること。

第25 北方領土の早期返還の実現、竹島の領土権確立 及び尖閣諸島海域での安全操業の確保

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島、島根県隠岐島北西約158kmに位置する竹島並びに南西諸島西端に位置する尖閣諸島は、我が国固有の領土である。

しかしながら、北方四島及び竹島の領土問題は、長年にわたる交渉にもかかわらず、未だ解決されていない。

また、尖閣諸島海域への中国の公船等による侵犯が頻発しており、我が国の漁業の安全な操業に影響を及ぼしている。

国においては、これらの問題の解決のため、精力的に外交交渉を行う必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 北方領土の早期返還の実現

北方領土の早期返還は、国民の多年にわたる念願であり、国は、日露両国首脳の合意である日露関係に関する東京宣言（平成5年10月）等を踏まえ、今後も引き続き、北方四島の早期返還実現のため、粘り強く外交交渉を続けるとともに、国民世論の啓発及び国際世論の喚起に積極的に努めること。

2 竹島の領土権確立

- (1) 我が国固有の領土である竹島の領土権を侵害する動きに対しては、厳重に抗議を行うとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた強力な外交交渉を行うこと。
- (2) 竹島周辺漁業における安全操業の確保を図ること。

- (3) 竹島問題に対する取組を北方領土と同様に強化するとともに、国民への積極的な啓発活動を展開すること。

3 尖閣諸島海域での安全操業の確保

尖閣諸島海域の監視・警備体制の強化を図り、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう、適切な措置を講じること。

第26 基地対策の推進

基地を抱える町村は、我が国の安全保障の一端を担うと同時に、騒音問題や事件・事故、環境問題など、長年の間、基地の存在による過重な負担を背負っている。

我が国の安全保障に係る負担は、本来国民全体で背負うべきであるが、実際は基地が所在する町村の負担により成り立っているのが現状であり、基地の負担軽減に向けた対応及び特別の財政措置が必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 基地の負担軽減対策

- (1) 米軍基地の整理・縮小及び返還を推進すること。
- (2) 国民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定を抜本的に見直すとともに、基地周辺の住民生活の安全確保に万全の措置を講じること。

2 基地対策関係予算の充実強化

- (1) 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を確保・充実すること。
- (2) 基地周辺住民の基地に対する更なる理解と協力を得るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金などの基地周辺対策費を強化すること。

第27 監査機能の強化

全ての地方公共団体が自ら責任ある監査を実施するため、監査の独立性・専門性をさらに強化する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 監査委員事務局の整備

町村の監査委員事務局を必置制とし、事務局体制を整備すること。

2 監査委員費に係る財政措置の充実

監査委員報酬や監査委員事務局に係る費用など町村の監査委員費について、財政措置を充実強化すること。

3 監査委員の独立性の確保

監査を受ける者から独立して監査機能を発揮できるよう、監査委員の選任方法は議会による選挙とすること。